

令和4年（ワ）第528号 自由権規約に基づく損害賠償請求事件

原告 サファリ・ディマン・ヘイダーほか1名

被告 国

原告第13準備書面

(被告準備書面(7)に関して)

2025年1月27日

東京地方裁判所民事第26部乙合議H係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木 雅 子

同 弁護士 浦 城 知 子

同 弁護士 駒 井 知 会

同 弁護士 小 川 隆太郎

同 弁護士 岡 本 翔 太

原告ら訴訟代理人鈴木雅子復代理人弁護士 高 田 俊 亮

記

第1 はじめに

- 1 被告準備書面(7)の被告の主張は、本件収容が自由権規約9条1項の禁じる「恣意的な拘禁」に当たらないことの論証たり得ていない。

被告は、従前、恣意的拘禁とは、9条1項の規定「からすれば、当該規定は法律に定める理由及び手続によらない自由の剥奪を禁じていると解される」と主張していた（答弁書51頁）。ところが、準備書面（7）においては、この主張を維持するのか、維持しないのであればいかなる拘禁が自由権規約9条1項が禁じる「恣意的な拘禁」が何を指すのかも明らかにしないまま、「（原則收容主義に基づく收容が）恣意的なものであるなどということとはできない」「（收容に当たり）恣意性が入り込む余地はない」（6頁）と、国際的に共通している解釈（原告第12準備書面20頁参照）に反して、日本の入管收容は恣意的でないという結論だけ繰り返している。

このような理屈を許せば、各国家が人权条約について「独自の解釈」をして、その解釈に基づき国内で人权侵害を行っていても、根拠も示さずに「我が国はこの解釈をします」と主張しさえすれば国際人权法上の義務や責任を容易に免れることになり、国際人权条約が存在する意義自体を無にすることができてしまう。そのような事態は、国際人权法上はもちろん、憲法上も許容されない（前文、98条2項）。

- 2 また、被告は、「自由権規約委員会の一般的意見等、恣意的拘禁作業部会の意見及び移住グローバルコンパクトは、いずれも法的拘束力を有するものではない」とだけ、最後まで繰り返した。原告が何度も、これらに法的拘束力があると述べているのではなく、締約国は、一般的意見と同じ解釈をする義務は負わないものの、これを誠実に考慮しなければならず、もしこれに反する解釈をとる場合は相当の理由付けをもって自らの解釈を正当化しなければならないと主張しているにもかかわらず、である。

結局、被告は、一般的意見35等を条文解釈において参照すべきかどうか、そもそも条文解釈をどのように行うべきか、被告がその主張するところの解釈を取る根拠は何かについて、一切明らかにすることはなかった。その結果、被告は、何の論証も文献も示さず、「原則收容主義に基づく收容が、合理性を欠い

た恣意的なものであるなどということはできない」という結論だけを示し、「原則收容主義を前提とする入管法の規定自体が自由権規約第9条1に反する余地はない」と大上段に断定するのみである。

- 3 しかしながら、「すべての者は、身体の自由についての権利を有する」（9条1項1文）のが原則であり、拘禁は「合理性、必要性、比例性」が認められる場合のみ、例外的に許される（他の要件は原告第12準備書面記載のとおり）。このように、身体は原則自由、要件の揃った時のみ例外的に身体拘束を認め、その例外要件として合理性、必要性、比例性を求め、これらを個別に検討するという規約の条文解釈は、国際的に共通した理解である。

被告の全ての主張が「原則收容主義」を起点として成り立っている点、入管法52条5項が「合理性、必要性、比例性」のない收容を認めており、被告もそれを是認している点で、規約9条1項に反しない余地はまずもってないのである。

第2 原告らの個別の收容について

1 被告は規約9条1項適合性を論証していないこと

被告は、「第3 本件各收容は自由権規約9条1及び4に反するものではないこと」において、原告らの個別事情に言及し、あたかも条約適合性を論じているかのように見せている。しかしながら、被告の主張は、原告らの「悪性格立証」に注力しつつ、あくまで条約に劣位する日本の入管法のみを前提として、制度運用上、自分たちの考えるところの、收容の「必要性」があると述べているにすぎず、一般的意見35等から解釈されるものの規約9条1項における「合理性、必要性」の要件を満たすかの論証は行っていない。上記のとおり、被告は9条1項が禁じる「恣意的な拘禁」とはどのようなものか、何ら明らかにしていないのであるから当然である。被告のいう「必要性」や「相当性」は条約解釈を無視した被告独自のものであり、原告が第1

2 準備書面でまとめた、規約9条1項の想定している「合理性」「必要性」とは異なる。

それどころか被告は、「合理性、必要性、比例性」のうち、「比例性」の要件については、一言たりとも論じていない。被告が主張しているような目的で、3年以上もの無期限収容が許されるのか、その3年以上もの収容の後、2週間のみ解放して、無期限収容を再開し、かつ、これを心身が壊れるほどに繰り返す方法が許されるのか（この方法は、まるで水の中に顔を沈める拷問を行う際、一瞬だけ息を吸わせて、再び顔を水に沈めさせるかのようである）、目的と手段と均衡（比例性）がとれているかの論証を全くしていないのである。

この点、甲A59～61の自由権規約委員会の個人通報の見解においても、通報者の拘禁をその期間にわたって継続したことを正当化するような個別的な事情があるかが、規約違反の決め手となっている。2023年韓国憲法裁判所決定も、侵害の最小性と法益均衡性を満たしていないとして、過剰禁止の基本原則から、無期限収容を違憲とした。このように入管収容において、比例性（特に収容期間の長さや、収容のもたらす不利益）の検討は不可欠である。

原告らの各収容に合理性、必要性、比例性がなかったことは、個々の具体的事情の存否、その時点における評価、有意性を含めて、原告第12準備書面でまとめたとおりである。

2 被告は「仮放免しなかった」相当性しか論じていないこと

被告が各原告の個別事情の結語として述べているのは「(原告を) 仮放免しなかったことは相当性があり、収容の必要性がないとも認められない」である。しかし原告は、仮放免を適用する以前に、そもそも収容する合理性、必要性、比例性がなかったと主張しているのである。入管法において入国者収容所長等の裁量の幅がきわめて広い仮放免を適用しなかったことが相当だっ

たかどうかを論じたとしても、規約9条1項の求める「合理性、必要性、比例性」の存在を示したことにはならない。被告は論点をすり替えていると言わざるを得ない。

3 「在留活動の禁止」は規約9条1項の許容する収容の目的にならないこと

(1) 被告は、「逃亡のおそれの観点」と「在留活動を禁止する必要」を日本の入管収容の目的とし、特に後者をあらゆる事象に結びつけてマジックリードのように繰り返している。しかしながら、「在留活動の禁止」がそもそも規約9条1項の許容する入管収容の目的（許容される目的の例：逃亡の防止、身分確認等）には当たらず、合理性の要件を満たさないことは、原告第12準備書面でまとめたとおりである。甲A62のオーストラリア判決は、外国人を社会から隔離するという目的について「収容と収容目的を不当に混同するもの」「循環論法」と痛烈に批判している。被告は「在留活動の禁止」の目的が規約9条1項において許容されるのか、一般的意見35に反する解釈をすることの正当性を示さなければならないのに、なんら文献等を示して論証していない。

そして、被告のいう「在留活動の禁止」自体、その定義が被告においても一貫しておらず、あまりに不明確であり、目的としての体を成していない。

「退去強制令書を発付したにもかかわらず、当該容疑者を収容しないことは、同人の本邦内における在留活動を事実上認めることとなり、背理である」として、収容所外に在ること自体を在留活動と言ったり、「入管法別表第一の下欄に掲げる活動及び第二の下欄に掲げる身分又は地位を有する者としての活動」（被告準備書面（2）5頁）と言ったり、被告準備書面（7）に至っては入管の意に沿わない行動全てを「禁止すべき在留活動」かのように述べており、その主張が不合理に変遷していることは明らかである。

(2) また、在留活動を禁止すべきとして被告が主張する内容を見ても、なぜ、原告の過去の恐怖体験や精神的な心の痛みを刺激し、殊更に陥れるような尋

問（サファリ尋問調書40頁6行目）をした被告指定代理人に対して抗議したことが「在留活動を禁止すべき」（＝収容すべき）につながるのか、なぜ、3年間以上も（規約9条1項違反の）収容をされ続けた原告らが、心身とも不当に追い詰められる中、抗議のためにハンガーストライキに及んだことが「在留活動を禁止すべき」（＝収容すべき）につながるのか、端的に理解不能である。

この点に関連し、被告は、原告サファリが、尋問において、「声を荒げて大声で」、「あんたも何か入管と一緒にだ」と述べたと主張するが（準備書面13頁）、否認する。原告サファリ本人尋問調書の該当箇所（40頁）によれば、被告指定代理人さえ「少しあなた、声が大きくなった」と評しているだけであり、また、尋問調書は「あなたも何か入管と一緒にだ」（同）となっている。加えて述べれば、収容当時、個室の被収容者たちは、トイレブラシを取り上げられれば、大便等が便器にこびりついたままの臭気漂う閉鎖空間で、食事をし、就寝することを余儀なくされる。原告サファリは自分がブラシを取り上げられることには応じたが、隣の被収容者がそれを拒絶した切ない気持ち（自分は動物ではなく人間だという最後の矜持）を思い遣り、せめて彼のためにブラシを取り上げないでやってくれと職員に声を掛けたところ、被告職員が心身共に衰弱した原告サファリの身体に激しい暴行を加えた当時の恐怖と苦痛に満ちた体験（原告第6準備書面20頁、原告第12準備書面57頁参照）が原告サファリに蘇った。そのために、原告サファリの声が少し大きくなったことを、「悪性格立証」（後述）に使うことはどんな意味でも許されない。

- （3）要するに被告の主張は、自由権規約9条1項、入管収容によって達すべき目的と関連性のない事情、すなわち、しかるべき刑事処分を終えた刑事裁判歴や、入管収容中の言動、仮放免制限住居での応答（就労ではないし、事前に入管職員に説明もしてきた）、本人尋問時の不当な質問方法に対する抗議、さ

らには性格や情状（その意味も不明である）までも、入管の意に沿わないことと全てを脈絡なく並べ立て、論理を飛躍させて、「だから在留活動を禁止すべき」（＝収容すべき）と述べているに等しい。何をしたら収容されるのかという予測可能性をも欠き、これらが規約9条1項の許容する合理的な収容の目的に当たらないことは明らかである。これらの被告の主張は、刑事裁判において違法とされるいわゆる「悪性格立証」であり、不当な人格評価をもって収容を正当化しようとするに他ならない。

4 規約9条4項違反について

被告は、「原告らにおいて、行政事件訴訟法又は人身保護法に基づいて、本件各収容の適法性を争う訴えや申立てをすることが妨げられていたといった事情は何ら認められず、現に・・・自由権規約9条4で定められた権利を行使していた」（13ページ）と主張するが、被告は行政事件訴訟法と人身保護法に基づく裁判手続が存在することを述べているに過ぎず、それらの裁判手続が規約9条4項の要件（①抑留（収容）が合法的であるかどうかを決定すること、②①の決定は遅滞なく行われること、③その抑留が合法的でない場合には、裁判所がその釈放を命ずることができること、④本人が裁判所において手続をとる権利を有すること）を満たすかどうか、それぞれの制度及び運用の具体的主張を示していない。人身保護法と行政事件訴訟法による手続が規約9条4項の求める各要件を満たしていないことは、原告第12準備書面21頁以下でまとめたとおりである。なお、被告は、「9条4は、必ず事前に裁判所が関与すべきことを明示的に義務付けているものでもないし」（7ページ）と主張するが、4項については、条文に記載されている上記の4つの要件を満たすかが論点であり、必ず事前に裁判所が関与すべきことを明示的に義務付けられているかは論点ではない。

以上のとおり、被告準備書面（7）は、自由権規約9条1項の解釈や、9条4項の内容とは無関係に、裁判所や原告らが本件で明らかにしようとしている入管収容における自由権規約上の法的解釈について誠実に応答しないまま、被告が考えるところの収容の「必要性」（日本の入管制度からは許容される理由）を思いつくままに述べたり、裁判手続の存在を述べたりするのみであって、それが自由権規約9条1項の禁じる「恣意的な拘禁」に当たらないことや、日本の裁判手続が9条4項の求める司法審査の要件を満たすことについて論証していない。このような訴訟態度そのものが、被告が憲法98条2項が定める条約遵守義務に違反しているものと言わざるを得ない。

本準備書面は、被告が規約9条1項、4項適合性を何ら論証していないことを指摘するものであり、より詳細な原告の主張は原告第12準備書面においてまとめたとおりである。

以上